

平成31年度税制改正の概要について

1 個人住民税

(1) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置等（平成31年度個人住民税から適用）

消費税率の引き上げに伴う対応として、購入等にかかる消費税率が10%の住宅を取得し、平成31年10月から32年12月までに居住する場合の住宅ローン控除の控除期間を3年間延長し、13年間とする。

また、住宅ローン控除の適用を受けるための申告手続きについて、要件を緩和する。

(2) ふるさと納税制度の見直し（平成31年6月1日以後に支出された寄付金について適用）

総務大臣は、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。

- ア 寄付金の募集を適正に実施すること
- イ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
- ウ 返礼品を地場産品とすること

基準は総務大臣が定め、指定は都道府県等の申し出により行われる。基準に適合しなくなったときは、総務大臣は指定を取り消すことができる。

(3) 子どもの貧困に対応するための非課税措置の導入（平成33年度個人住民税から適用）

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでなく、合計所得金額135万円以下の者の個人住民税を非課税とする。

2 軽自動車税

(1) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置

消費税率引き上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減する。

| 改正前 | 改正後 |
|-----|-----|
| 2% | 1% |
| 1% | 非課税 |
| 非課税 | 非課税 |

(2) 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し

軽自動車税において講じている、燃費性能の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、以下の措置を講ずる。

| 取得年度 | 改正内容 |
|--------|--|
| 平成31年度 | 対象となる軽自動車や燃費基準は変更せず、現行制度の適用期限を2年間延長する。 |
| 平成32年度 | |
| 平成33年度 | 対象を電気軽自動車（自家用乗用車）と天然ガス軽自動車（自家用乗用車）に限定する。 |
| 平成34年度 | |

3 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

パリ協定の枠組みの下における、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

（1）森林環境税（仮称）（平成 36 年度から課税）

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税で、税率は年額 1,000 円。賦課徴収は、区市町村において個人住民税と併せて行う。

（2）森林環境譲与税（仮称）（平成 31 年度から譲与）

森林環境譲与税（仮称）は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。

森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、区市町村及び都道府県に対して譲与する。

| 森林環境税（仮称） | | 森林環境譲与税（仮称） | |
|-----------|--------------------|-------------|---|
| 納税義務者 | 国内に住所を有する個人 | 譲与団体 | 区市町村及び都道府県 |
| 税率 | 1,000 円（年額） | 使途 | 森林整備及びその促進等に関する費用 |
| 賦課徴収 | 区市町村が個人住民税と併せて賦課徴収 | 譲与基準 | 区市町村 9 割、都道府県 1 割 私有林人工林面積、林業就業者数及び人口で按分 |

以 上